

4 段位昇段審査会 実施規程

2013年6月15日 第82回理事会

2012年5月30日の第77回理事会と6月23日の第78回理事会において承認された「4 段位授与規定」, 「4 段位昇段 中央研修会実施要綱」および2013年1月19日第81回理事会において承認された「4 段位昇段研修会等の実施方式に関する改訂」に基づいて, 2012年12月から4 段位昇段中央研修会が東京会場と大阪会場で開催されてきた。

今年6月までに東京会場と大阪会場で各6回の中央研修会を実施し, 講師を担当した太極拳指導員委員会幹事会は, 研修会受講者の4 段位技術教程にたいする技術習得度を分析し, 今後の習得過程を推察したうえで, 4 段位昇段審査会は「第1次審査会」と「第2次審査会」の2段階の審査会を実施して, 受審者が第1次審査に合格し, 次期審査会以降に開催される第2次審査に合格した場合に, 4 段位を授与することを, あらためて提案する。

下記に, 「4 段位昇段審査会実施規程 (案)」として, 第1部; 既存規程 (第81回理事会承認済) と, 第2部; 新規規程, を提案し今期理事会および総会での審議と承認を求める。

太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

記

第1部; 4 段位審査会の実施 (既存規程);

「中央研修会2回, ブロック講習会1回を受講した人に, 4 段位昇段審査会において達成度評価を行い, A評価を受けた人には4 段位を授与する。

- 1) 審査会は, 例年10月と4月の年2回, 東京会場と大阪会場で実施する。審査会受審者は, 審査会実施日の3ヶ月前までに, 「太極拳4 段位昇段審査会 受審申請書」(添付資料①)を日本連盟事務局宛に提出して申し込む。同「用紙」の「特別推薦欄」に, 受審者が所属する都道府県連盟加盟団体の団体長と, 所属都道府県連盟会長の特別推薦承認印が無いものは, 申込みを受理しない。
- 2) 10月と4月の審査会は, それぞれ東京と大阪で連続した2日間 (火曜日, 水曜日) に設定されるが, 受審者はそのいずれかの1日を選んで申込みをし, 受審しなければならない。
審査会では, 実技研修は行わず, 実技審査のみを行なう。受審料は一人7,000円とする。
- 3) 審査会を受審する人は, 必ず1回目の中央研修会を受講した後に, ブロック講習会を受講したうえで, 2回目の中央研修会を受講した人でなければならない。
上記にかかわらず, 中央研修会は, 任意の時期に何回でも受講することができる (各中央研修会ごとに申込期限を設定する=実施日の約4ヶ月を申込期限とする)。
- 4) 審査会を受審して達成度B評価で4 段位認定されなかった人は, 以後何回でも審査会を受審することができる。再受審する際に, 中央研修会を再度受講したことは要件としない。

第2部; 4 段位審査会における2段階審査 (新規規程);

1) 審査会実施日程と受審申請;

東京会場と大阪会場において10月に2日間, 4月に2日間, 審査会を実施する。2013年10月は, 東京=10月1日 (火), 2日 (水), 大阪=10月15日 (火), 16日 (水), 2014年4月は東京=4月8日 (火), 9日 (水), 大阪=4月15日 (火), 16日 (水), 2014年10月以降は後に決定する。

受審申請は, 所属都道府県連盟が一括して「太極拳4 段位第1次昇段審査会 申請書」(添付資料①)を, 審査会実施日のうちの第1日目 (火曜日) の3ヶ月前を期限として, 日本連盟事務局に提出する (但し, 10月実施分は, 本規程公布と実施時期が接近していることに鑑み, 8月10日を提出期限とする)。

2) 定員と受理通知;

受審者は, 1会場の2日のうちの1日 (火または水) を選んで申請しなければならない。1会場1日の受審者の定員は最多100人とする。定員は, 2013年10月実施分は第1次審査受審者のみ, 2014年4月実施分は第1次審査受審者および第2次審査受審者を合わせた人数とする。受審料は第1次審査, 第2次審査ともに, 一人1回7,000円とする。

昇段審査会は、上記のように1日あたりの審査可能人数が限られているため、特定の日程に希望者が集中した場合、受審できなくなる場合がある。そのため、希望日程について、下記のように調整する。

2013年度の10月実施分について、受審を希望する人は、

- ①10月1日(火) 東京, ②10月2日(水) 東京,
- ③10月15日(火) 大阪, ④10月16日(水) 大阪

上記4日程について、希望する日程を第1希望～第4希望まで指定する。

申込み締切り後、申込者全員の「第1希望」を、上記①～④の4会場に振り分ける。

ここで、定員の100人を超えた会場があった場合は、下記の順に従って上位100人を受審対象者とする。

- 1) 3段取得年度の早い人を優先する
- 2) なおかつ、年齢の高い人を優先する。

上記の手順で、「第1希望」で受理できなかった申込者に対しては、「第2希望」の会場について、第1希望の時と同様に希望会場の振り分けを行う。

「第2希望」の会場でも、希望する会場がすでに定員の100人に達していて受理できなかった場合には、同じ手順で「第3希望」に振り分けを行う。第3希望でも受理できない場合は、「第4希望」で振り分けを行う。

上記の手順にしたがって、申込者全員に対し、「審査会受審会場の決定通知」と、「審査費用振込用紙」を送付する。

申込みに関する注記：

希望は「第1～第4」まで提出することができるが、上記①～④の日程のうち、参加できない日程がある人は、「第2希望まで」「第3希望まで」あるいは「第1希望だけ」を指定してもかまわない。ただし、この場合も、上記の手順に従って、公平に審査日程を確定するので、希望の日程が取れなかった場合には、受審できなくなることを承知されたい。

3) 第1次審査会の審査；

第1次審査は、「4段位教程 重点項目」(添付資料②)のうち、「1. 4段位基本項目(3段検定重点項目まとめ)」について審査する。受審者全員にたいして「達成度点検結果通知表」を作成して送付する。達成度A評価を得た人は、第1次審査合格とする。達成度B評価は不合格とする。

4) 第2次審査会の受審申請；

第1次審査において合格通知を得た人は、次期審査会以降において、第2次審査会受審を申請することができる。受審申請は、第1次審査と同様の手順で、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」(添付資料③)を、審査会実施日のうちの第1日目(火曜日)の3ヶ月前を期限として、日本連盟事務局に提出する(2014年4月実施分は、2014年1月8日を提出期限とする。受審料は一人1回7,000円とする。

5) 第2次審査会の審査；

第2次審査は、「4段位教程 重点項目」(添付資料②)のうち、「2. 身法の開合との手法の結合」、「3. 外三合」、「4. 心静体鬆・気沈丹田」について審査する。受審者全員にたいして「達成度点検結果通知表」を作成して送付する。達成度A評価を得た人は、第2次審査合格とし、4段位授与決定通知を行う。達成度B評価は不合格とする。

6) 4段位認定登録と認定証書；

第2次審査合格者で、都道府県連盟を通じて規定の認定登録料を納付した人には、4段位認定証書を授与する。

以上